

公共債の口座開設に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面には、公共債の口座開設にあたって特にご注意いただきたい事柄などについて記載しております。お申込みの前にこの書面を十分お読みいただき、ご理解いただいた上でお申込みください。なお、この契約やこの書面に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

りそなコミュニケーションダイヤル 0120-77-3192

[ご相談(サービスコード①#)の受付時間は平日9時～21時となります。]

1. 契約の概要

社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度において取扱う公共債に係るお客さまの口座を口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿に開設し、記帳及び振替を行います。

2. 手数料について

手数料はかかりません。

3. クーリングオフの適用について

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6で規定されるクーリングオフの適用はありません。

4. この契約の終了事由

お客さまから解約のお申出があった場合またはお客さまがこの契約（その内容は、以下の規定のとおりです。）の定めに従った場合その他同規定に定める事由が生じた場合には、この契約は解約されます。

公共債のうち国債の場合は、保護預り規定兼振替決済口座管理規定

公共債のうち地方債及び政府保証債の場合は、一般債振替決済口座管理規定

株式会社埼玉りそな銀行（本店所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号）登録金融機関 関東財務局長（登金）第593号

●主な事業：銀行業 ●設立日：平成14年8月27日

●当社が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要

内容の概要：公共債及び投資信託等の有価証券の販売その他の取扱及び店頭デリバティブ取引等

方法の概要：店頭・訪問・インターネット・電話等

●加入している金融商品取引業協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

●当社の苦情対応措置及び紛争解決措置

お取引内容のご確認・ご相談や苦情につきましては、お取引店までお申出ください。

なお、訴訟手続によらず、公正な第三者が関与して、苦情トラブルの解決をあっせんする制度として、一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターをご利用いただけます。

・全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

・証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005

●この商品において、当社が加入または対象事業者となっている認定投資者保護団体は、ありません。